

VII. 政府における対策

1. 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効・適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成 15 年 9 月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催されました。以降、内閣において犯罪対策閣僚会議を隨時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の 3 つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じてきました。また、平成 25 年には、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威への対処といった社会情勢等の変化を踏まえた総合的な戦略として「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、総合的な犯罪対策を推進してきました。結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の約 5 分の 1 にまで減少し、一定の改善が見られるようになりました。

一方、人口構成の変化、科学技術の進展等による我が国の社会情勢の変化や我が国を取り巻く国際的な情勢の変化の中で、サイバー空間、テロ、高齢者や女性、子供への脅威といった治安課題が出現していることから、今後 5 年間を視野に、こうした課題に的確に対処し、国民の治安に対する信頼感を醸成し、我が国を世界一安全で安心な国とすることを目標として、令和 4 年 12 月に「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」を新たに策定（同日閣議決定）し、犯罪対策を着実に推進するため、その施策に取り組んでいます。

また、令和 6 年 6 月には、最近の特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害等の情勢に鑑み、「オレオレ詐欺等対策プラン」及び「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を再整理の上、発展的に解消するとともに、新たな施策を追加する形で、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定（同日閣議決定）されました。同年 12 月には、いわゆる「闇バイト」による強盗犯罪が相次いで発生していることから、新たに「いわゆる『闇バイト』による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を講じるとともに、総合対策のフォローアップを行いました。

（参考）犯罪対策閣僚会議の主宰及び構成員

主宰 内閣総理大臣

構成員 全閣僚

2. 薬物乱用対策推進会議

平成 9 年 1 月、内閣に設置された「薬物乱用対策推進本部」では、薬物乱用の根絶を図るため、平成 10 年 5 月に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成 15 年 7 月に「薬物乱用防止新五か年戦略」、平成 20 年 8 月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。同本部廃止後、犯罪対策閣僚会議（上記 1. 参照）の下で開催されることとなった「薬物乱用対策推進会議」では、平成 22 年 7 月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を決定し、総合的かつ積極的な施策を推進してきました。その後、合法ハーブ等と称して販売される薬物が蔓延し、使用者が二次的な犯罪や健康被害を起こした事例や、指定薬物の類似物質の出現、インターネット等で薬物が容易に入手可能となっている情勢を踏まえ、平成 25 年 8 月に「第四次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。平成 26 年 7 月には、危険ドラッグ乱用者による犯罪、重大な交通死亡事故等が深刻な社会問題となったことを踏まえ、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」がとりまとめられました。平成 30 年 8 月には、青少年の大麻事犯の増加、大口化する覚醒剤の密輸入や犯罪手法の巧妙化・グローバル化に対応するため、また、東京 2020 オリンピック競技大会など国際的なイベントを契機として訪日外国人の増加が見込まれる状況を踏まえ、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。更に、令和 5 年 8 月には、大麻事犯の急激な増加、覚醒剤事犯における再犯者率の増加、サイバー空間の悪用及び密輸形態の変化等を踏まえ、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。本戦略は、①青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用の未然防止、②薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用の防止、③国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止、④水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止、⑤国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止 を目標としています。

（参考）薬物乱用対策推進会議の構成員

議長	厚生労働大臣
副議長	国家公安委員会委員長 法務大臣 財務大臣
構成員	文部科学大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画担当） 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 総務大臣 外務大臣 経済産業大臣

3. 銃器対策推進会議

平成 7 年 9 月 19 日の閣議決定に基づき、内閣に「銃器対策推進本部」が設置され、銃器対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、積極的に銃器対策の施策を推進してきたところ、平成 20 年、同本部は「銃器対策推進会議」として犯罪対策閣僚会議の下に再編されました。

平成 7 年 12 月、政府における銃器対策の基本方針として「銃器対策推進要綱」が策定され、関係省庁が連携して諸施策に取り組むとともに、毎年度、推進計画を策定し、計画に基づく推進状況のフォローアップを行っていました。

現在、銃器対策推進要綱に掲げられた実施施策を中長期的視点から具体化し、戦略的に実施していくため、令和 6 年 7 月に策定された「第二次銃器対策推進 5 か年計画」に基づき、フォローアップを実施しています。

(参考) 銃器対策推進会議の構成員

議長	国家公安委員会委員長
構成員	内閣官房内閣審議官(副長官補付) 内閣広報官 警察庁生活安全局長 警察庁刑事局長 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 総務省大臣官房総括審議官 法務省刑事局長 出入国在留管理庁次長 外務省総合外交政策局長 外務省軍縮不拡散・科学部長 財務省関税局長 水産庁次長 経済産業省貿易経済安全保障局長 国土交通省総合政策局長 海上保安庁次長 環境省自然環境局長